

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

ページ

人事委員会

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年六月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・十八・五十二

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

医 療 局 長
建 設 局 長
都 道 庁 長
技 術 監 事 長

を

医 療 局 長
技 術 監 事 長

に、

土木事務所(気仙沼土木事務所を除く)

所 長	三 種
副 所 長	四 種
地 域 事 務 所 長	

土木事務所(気仙沼土木事務所を除く)

所 長	三 種
副 所 長	四 種
技 術 副 所 長	五 種
所 長	一 種
副 所 長	三 種
部 長	四 種
所 長	
所 長	
所 長	

に改め、同表教育委員会の項中

教育次長

学校運営管理次長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十一・一・三十八

人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中、「建設交通局長 都市住宅局長」を削り、同表教育委員会事務局の項中「教育次長」の下に、「学校運営管理監」を加える。

別表第二土木事務所の項中「副所長」の下に、「部長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。